

会 員 各 位

橋 本 商 工 会 議 所  
会 頭 畑 野 富 雄  
(公印省略)

## 平成 2 6 年度 優良従業員・技能者表彰の候補者推薦について

本年度の優良従業員表彰表彰(6月実施予定)の候補者推薦を、下記の要領で受け付けます。  
つきましては、貴事業所の表彰候補者を、同封の「優良従業員表彰規定」及び「同表彰要領」に基づきご推薦くださるようご案内申し上げます。

### 記

1. 受 付 期 間 平成 2 6 年 4 月 1 4 日(月)～ 4 月 3 0 日(水) **必着**  
※審査会の日程上、締切日は厳守してください。
2. 書 類 提 出 先 橋本商工会議所(郵送またはご持参ください)  
〒648-0073 橋本市市脇一丁目3番18号
3. 提 出 書 類 ①表彰候補者の推薦書 ②表彰候補者の履歴書  
③表彰候補者の労働者名簿 各1通  
※①・②は、同封の様式(両面刷)をご使用ください。  
③は事業所備付書類の写しをご提出ください。
4. 永年勤続表彰の  
対象となる方 本年度表彰対象となるのは、つぎの期間に入社された方です。  

<b>勤続30年</b>	昭和59年4月1日以前に入社された方
<b>勤続20年</b>	昭和59年4月2日～平成6年4月1日
<b>勤続10年</b>	平成6年4月2日～平成16年4月1日
<b>勤続5年</b>	平成16年4月2日～平成21年4月1日

※候補者の勤続年数・年齢は、平成26年4月1日時点で算出してください。  
※過去に受けた表彰からの経過年数、1事業所が同時に推薦できる人数など、詳細は同封の推薦規定・推薦要領をご参照ください。
5. 事業主負担金 ① 表彰区分に応じ、下記の金額をご負担いただきます。  

<b>勤続5年</b>	5,000円/名	<b>勤続10年</b>	10,000円/名
<b>勤続20年</b>	20,000円/名	<b>勤続30年</b>	30,000円/名

② ご請求は、表彰決定の通知時に申し上げます。  
候補者推薦の際にお納めいただく必要はございません。

③ 当所で一括購入する表彰記念品経費等に充当します。
6. 審 査 ・ 結 果 通 知 5月の当所常議員会で表彰者を決定、事業主に文書で通知します。
7. 表 彰 式 本年6月下旬(当所の通常議員総会開催日)に実施します。

以 上

(別紙様式1)

平成 年 月 日

橋本商工会議所  
会頭 畑野富雄 殿

推薦者 住 所 〒 ー

事業所名

代表者

㊟

表彰候補者の推薦書

被 推 薦 者	ふりがな	
	氏名	
	勤務先	
	勤続年数	年  か月 (推薦を行う年の4月1日現在)
	推薦理由 (功績内容)	

以上の通り橋本商工会議所優良従業員表彰表彰規定  
該当者と認め推薦します。

(別紙様式2)

表 彰 候 補 者 の 履 歴 書			
現 住 所			
ふ り が な			
氏 名			
生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成      年   月   日	年 齡	満      歳
性 別	男 性 ・ 女 性		
職 歴	入社年月日(昭和・平成      年   月   日)		
賞 罰			
上記の通り相違ありません。			
平成      年      月      日			
氏名			
印			

## 優良従業員・技能者表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は橋本商工会議所(以下「商工会議所」という。)の会員である事業所(以下「会員事業所」という。)の従業員・技能者に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条 この規程に定める表彰は、会員事業所従業員の勤労意欲と研究意欲を高め、会員事業所における優秀な人材の確保と定着に寄与し、本市商工業の振興を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第3条 会員事業所の従業員・技能者の表彰は、次の各号のうち(1)に該当するとともに、(2)の(イ)から(ホ)のいずれか一に該当する者に対して、審査の上これを行う。

- (1) 商工会議所の会員事業所が雇用する従業員であること。
- (2) (イ) 表彰要領に定める期間、同一会員事業所に勤続し、勤労意欲が高く業務遂行上特に功績があり、他の模範と認められる者。  
(ロ) 職務に関して有益な研究を遂げ、発明、発見、その他の考案、業務改善の提案等により、事業に著しく貢献した者。  
(ハ) 職務に関して優れた技術を有するとともに、後進技術者の育成に寄与し、他の技能者の模範と認められる者。  
(ニ) 災害等に際し、自らの危険を顧みず人命を救助した者、または、重要な施設資材の保全に功績のあった者。  
(ホ) その他、特に職務に精励し、他の模範と認められる者。

(日商会頭との連名表彰)

第4条 永年勤続し勤務成績優秀な者については、日本商工会議所会頭に対し、当所会頭との連名表彰の推薦を行う。

(表彰候補者の推薦手続)

第5条 事業主は、第3条に該当する者がいるときは、表彰候補者として、会頭に推薦する。

- 2 事業主が前項の推薦を行うときは、その推薦書と必要な添付書類を添えるものとする。
- 3 表彰候補者の推薦の受付は、会頭が定める期間にかぎり行う。

(審査委員会)

第6条 第3条の表彰基準に該当し事業主から推薦があった者の審査は、会頭が審査委員会に諮問し、これを行う。

2 審査委員会は、会頭が委嘱する委員で構成する。

(表彰の決定)

第7条 優良従業員・技能者の表彰は、審査委員会の審査を経たのち、常議員会の承認を得て決定される。

(表彰の方法)

第8条 優良従業員・技能者の表彰は、会頭の表彰状を授与するほか、記念品を贈呈してこれを行うものとする。

2 優良従業員・技能者表彰決定した者については、会頭が橋本市長に表彰状授与を申請するものとする。

3 優良従業員・技能者の表彰に要する費用の一部について、推薦者に負担金を課すことができる。

(表彰の取消)

第9条 表彰の推薦書、その他の添付書類に不実の記載があることがわかったときは、ただちに表彰を取り消すものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年6月1日から施行する。

## 優良従業員・技能者表彰に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は橋本商工会議所(以下「商工会議所」という。)の会員である事業所(以下「会員事業所」という。)の従業員・技能者に対して行う優良従業員・技能者表彰(以下「本表彰」という)の候補者の推薦、審査、表彰の実施等に関する事項を明確にし、本表彰に関する手続きを公正かつ円滑に実施することを目的とする。

### (従業員)

第2条 本表彰の対象となる従業員とは、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 事業所が法人の場合、法人の代表者、役員および事業所の長でない者。
- 3 事業所が個人事業所の場合、経営者およびその家族従業員を除くその他の従業員。

### (勤続期間による表彰区分)

第3条 「優良従業員・技能者の表彰に関する規程」(以下「表彰規程」という。)第3条の(2)の(イ)でいう同一事業所での勤続期間を次のとおり区分し、表彰を行う。

- (1) 勤続30年以上表彰
- (2) 勤続20年以上表彰
- (3) 勤続10年以上表彰

また、会員事業所のうち、小規模事業所に勤務する従業員に限り、次の表彰区分を設ける。

- (4) 勤続5年以上表彰
- 2 勤続期間に基づく表彰を受ける者は、過去10年度以内に表彰を受けた者であってはならない。但し、勤続5年以上表彰を受けた後、勤続期間が10年に達した者については、この限りでない。
- 3 会員事業所が、小規模事業所に該当するかどうかは、常時雇用する従業員数により次のとおり判定する。
  - (1) 商業・サービス業では、常時雇用する従業員数が5人以下の事業所。
  - (2) 製造業・その他の業種では、常時雇用する従業員数が20人以下の事業所。
- 4 前項で定める常時雇用する従業員数には、個人事業主および個人事業主と生計を共にする三親等以内の家族従業員ならびに法人企業の役員は含まれない。
- 5 複数の業種を営む会員事業所については、その企業の主たる事業を判定の対象とする。

### (日商会頭との連名表彰)

第4条 常議員会において、勤続30年以上表彰を受けることが認められた者がいるときは、規程第4条に基づき、日本商工会議所会頭との連名表彰の推薦を行う。

(勤続年数の計算)

第5条 表彰規程第3条の(2)に基づく表彰に関する勤続年数の計算は、次に拠って行うものとする。

- (1) 企業の合併、譲渡または組織の変更等(以下この号において「合併等」という。)があった場合でも、事実上同一の会員事業所が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。
- (2) 橋本市内を本店所在地とする、同一企業の本支店での勤務年数は、本表彰の対象となる勤続年数として通算する。

(推薦の受付期間)

第6条 表彰候補者推薦の受付期間(以下「受付期間」という。)は会頭が定め、会員に告知する。

- 2 受付期間の会員への告知は、当所会報、会員宛のダイレクトメールその他の方法で行う。
- 3 表彰候補者の推薦を行おうとする事業主は、定められた受付期間内に所定の推薦の手続きを行わなければならない。

(推薦の手続き)

第7条 表彰規程第5条に基づく表彰候補者の推薦を行おうとする事業主は、以下に掲げる事項を守らなければならない。

- 2 表彰候補者の推薦を行おうとする事業主は、表彰候補者の推薦書に履歴書、労働者名簿、その他必要な添付書類(以下「推薦書等」という。)を添え、会頭に提出する。
- 3 表彰候補者の推薦書および履歴書は、この要領で定める様式を用いなければならない。所定の様式以外の書式で提出された推薦書等は無効とし、審査表彰の対象としない。
- 4 推薦書等には虚偽の事項を記載してはならない。

(推薦書等の様式)

第8条 表彰候補者の推薦には、別紙様式1「表彰候補者の推薦書」を用いる。

- 2 表彰候補者の履歴書には、別紙様式2「表彰候補者の履歴書」を用いる。
- 3 労働者名簿については、様式に特段の定めを設けない。ただし、推薦する表彰候補者の雇い入れとその後の勤務の経緯が明らかになる内容のものでなければならない。

(表彰候補者の推薦枠)

第9条 一会員事業所が、同一年度に推薦を行うことができる表彰候補者は、5名を限度とする。

附 則

この規程は、平成7年6月1日から施行する。